

平成31年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

紀の川市議会議長 坂本康隆様

紀の川市長 中村慎司

議案の送付について

平成31年第1回紀の川市議会定例会に提出するため、下記議案に説明書を添えて送付します。

記

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第5号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第6号 人権擁護委員候補者の推薦について

諮問第7号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 教育委員会教育長の任命について

議案第2号 農業委員会委員の任命について

議案第3号 農業委員会委員の任命について

- 議案第4号 農業委員会委員の任命について
- 議案第5号 農業委員会委員の任命について
- 議案第6号 農業委員会委員の任命について
- 議案第7号 農業委員会委員の任命について
- 議案第8号 農業委員会委員の任命について
- 議案第9号 農業委員会委員の任命について
- 議案第10号 農業委員会委員の任命について
- 議案第11号 農業委員会委員の任命について
- 議案第12号 農業委員会委員の任命について
- 議案第13号 農業委員会委員の任命について
- 議案第14号 農業委員会委員の任命について
- 議案第15号 農業委員会委員の任命について
- 議案第16号 農業委員会委員の任命について
- 議案第17号 農業委員会委員の任命について
- 議案第18号 紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定について
- 議案第19号 紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第20号 紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定について
- 議案第21号 紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

議案第 2 2 号 紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第 2 3 号 紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部改正について

議案第 2 4 号 紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第 2 5 号 紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

議案第 2 6 号 紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

議案第 2 7 号 紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

議案第 2 8 号 紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正について

議案第 2 9 号 紀の川市立保育所条例の一部改正について

議案第 3 0 号 紀の川市営住宅条例の一部改正について

議案第 3 1 号 紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 2 号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について

議案第 3 3 号 紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について

議案第 3 4 号 紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止について

議案第 3 5 号 平成 3 0 年度紀の川市一般会計補正予算（第 6 号）について

議案第 3 6 号 平成 3 0 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第 3 7 号 平成 3 0 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について

議案第38号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について

議案第39号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議案第40号 平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第41号 平成31年度紀の川市一般会計予算について

議案第42号 平成31年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

議案第43号 平成31年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

議案第44号 平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

議案第45号 平成31年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

議案第46号 平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

議案第47号 平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

議案第48号 平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について

議案第49号 平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

議案第50号 平成31年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

議案第51号 平成31年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

議案第52号 平成31年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

議案第53号 平成31年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

議案第54号 平成31年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

議案第55号 平成31年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

議案第56号 平成31年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

議案第57号 平成31年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

議案第58号 平成31年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

議案第59号 平成31年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

議案第60号 平成31年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

議案第61号 平成31年度紀の川市水道事業会計予算について

議案第62号 平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

議案第63号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市久留壁207番地

氏 名 は せ こう じ
長 谷 弘 司

昭和30年8月8日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成31年6月30日任期満了となることに伴い、長谷弘司君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市重行84番地6

氏 名 はん だ まさ み
半 田 雅 巳

昭和30年11月7日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成31年6月30日任期満了となることに伴い、半田雅巳君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第3号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市下井阪480番地2

氏 名 たか しな かず や
高 階 数 也

昭和31年11月10日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成31年6月30日任期満了となることに伴い、高階数也君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第4号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市東野97番地2
氏 名 やま もと よし ひろ
山 本 善 啓
昭和29年9月10日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成31年6月30日任期満了となることに伴い、山本善啓君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第5号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市上田井942番地

氏 名 たか 高 ぎし 岸 しん 伸 じ 次

昭和29年12月25日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成31年6月30日任期満了となることに伴い、高岸伸次君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第6号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市中鞆渕429番地2

氏 名 うえ なか かつ ひこ
上 中 勝 彦

昭和33年11月22日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成31年6月30日任期満了となることに伴い、上中勝彦君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第7号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町岸宮375番地

氏 名 やま だ きん や
山 田 欽 哉

昭和30年4月6日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

人権擁護委員が、平成31年6月30日任期満了となることに伴い、山田欽哉君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第1号

教育委員会教育長の任命について

下記の者を紀の川市教育委員会教育長に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市粉河1733番地

氏 名 貴 志 康 弘

昭和28年6月29日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

貴志康弘君を紀の川市教育委員会教育長に任命するため。

議案第2号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市赤尾175番地
氏 名 いわ つる しゅう じ
岩 鶴 修 嗣
昭和27年8月4日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

岩鶴修嗣君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第3号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市花野210番地
氏 名 お 尾 崎 加 代 子
昭和24年1月1日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

尾崎加代子君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第4号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市粉河2544番地

氏 名 児 だま まさ ひこ
 玉 勝 彦

昭和17年8月8日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

児玉勝彦君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第5号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市粉河3398番地

氏 名 あお青 やなぎ柳 まもる守

昭和25年1月1日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

青柳守君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第6号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市西脇465番地
氏 名 あか さか よし ちか
赤 坂 好 哉
昭和23年7月22日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

赤坂好哉君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第7号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手上943番地

氏 名 稲 本 伊 佐 夫

昭和31年8月19日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

稲本伊佐夫君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第8号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町調月888番地

氏 名 小 さか 坂 けん 憲 し 史 ろう 郎

昭和32年1月5日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

小坂憲史郎君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第9号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町西山1311番地

氏 名 にし かわ やす ひろ
面 川 泰 弘

昭和21年8月27日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

面川泰弘君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第10号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町国主88番地

氏 名 やま もと よし じ
山 本 佳 司

昭和31年7月9日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

山本佳司君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第11号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市遠方217番地2

氏 名 う の よし かず
宇 野 嘉 一

昭和19年2月15日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

宇野嘉一君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第12号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町元114番地2

氏 名 やま な かず あき
山 名 和 章

昭和26年5月28日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

山名和章君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第13号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市古和田256番地

氏 名 はやし 林 ひで 秀 ゆき 行

昭和24年12月29日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

林秀行君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第14号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北長田547番地

氏 名 宇 田 篤 弘

昭和33年10月9日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

宇田篤弘君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第15号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市登尾262番地
氏 名 やま した てる のぶ
山 下 輝 修
昭和30年1月19日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

山下輝修君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第16号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町鳥居242番地

氏 名 野 尻 久 江
の じり ひさ え

昭和31年12月27日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

野尻久江君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第17号

農業委員会委員の任命について

下記の者を紀の川市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 和歌山市吉田609番地
氏 名 やま だ けん
山 田 賢
昭和45年11月8日生

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中 村 慎 司

提案理由

山田賢君を紀の川市農業委員会委員に任命するため。

議案第18号

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定について

紀の川市附属機関の設置等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、執行機関の附属機関について必要な事項を定めるため。

紀の川市附属機関の設置等に関する条例

平成 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、法令又は他の条例に定めがあるもののほか、執行機関の附属機関の設置等について定めることを目的とする。

(附属機関の設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表右欄に掲げる事務を処理させるため、それぞれ同表左欄に掲げる機関を置く。

(執行機関への委任)

第3条 別表に規定する附属機関の組織、運営その他必要な事項については、その附属機関の属する執行機関が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(紀の川市長期総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 紀の川市長期総合計画審議会条例（平成17年紀の川市条例第28号）
- (2) 紀の川市特別職報酬等審議会条例（平成17年紀の川市条例第45号）
- (3) 紀の川市消防委員会条例（平成17年紀の川市条例第200号）
- (4) 紀の川市公共下水道事業運営審議会条例（平成19年紀の川市条例第10号）
- (5) 紀の川市水道事業運営審議会条例（平成28年紀の川市条例第5号）

(紀の川市交通安全対策会議条例の一部改正)

3 紀の川市交通安全対策会議条例（平成17年紀の川市条例第20号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 部内の職員のうちから市長が指名する者</p> <p>(4) 教育委員会の教育長及び教育次長</p> <p>6 前項の委員の定数は、<u>前項第1号</u>に規定する者は1人、<u>前項第2号</u>に規定する者は1人、<u>前項第3号</u>に規定する者は3人とす る。</p> <p>7 略</p> <p>(新設)</p> <p>(特別委員)</p> <p>第4条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第5条 略</p>	<p>(会長及び委員)</p> <p>第3条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 市職員</p> <p>(4) 教育長及び教育部長</p> <p>6 前項の委員の定数は、<u>同項第1号</u>に規定する者は1人、<u>同項第2号</u>に規定する者は1人、<u>同項第3号</u>に規定する者は3人とす る。</p> <p>7 略</p> <p>(委員の任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、1年とし、再任は妨げない。ただし、委員が欠けた場合における<u>補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>(特別委員)</p> <p>第5条 略</p> <p>(委任)</p> <p>第6条 略</p>

(紀の川市学校給食センター条例の一部改正)

- 4 紀の川市学校給食センター条例（平成17年紀の川市条例第95号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(<u>学校給食運営委員会</u>)</p> <p>第5条 給食センターの適正かつ円滑な運営を行うため、<u>学校給食運営委員会</u>（以下「<u>運営委員会</u>」という。）を各給食センターに置くことができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(<u>学校給食センター運営委員会</u>)</p> <p>第5条 給食センターの適正かつ円滑な運営を行うため、<u>粉河学校給食センターに紀の川市粉河学校給食センター運営委員会</u>を、<u>河南学校給食センターに紀の川市河南学校給食センター運営委員会</u>（以下これらを「<u>運営委員会</u>」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>

(紀の川市文化財保護条例の一部改正)

- 5 紀の川市文化財保護条例（平成17年紀の川市条例第107号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(所有者等の届出の事項)</p> <p>第5条 次に該当するときは、所有者等は、教育委員会に届け出なければならぬ。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 指定文化財の一部を滅失し、<u>き損</u>し、亡失し、又は盗難にあつたとき。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(文化財保護委員会)</u></p> <p>第10条 文化財の指定及び保存等については、教育委員会の諮問に応じ調査、審議するため<u>紀の川市文化財保護委員会</u>を置く。</p>	<p>(所有者等の届出の事項)</p> <p>第5条 次に該当するときは、所有者等は、<u>教育委員会</u>に届け出なければならぬ。</p> <p>(1) ～ (3) 略</p> <p>(4) 指定文化財の一部を滅失し、<u>毀損</u>し、亡失し、又は盗難にあつたとき。</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(文化財保護審議会)</u></p> <p>第10条 文化財の指定及び保存等については、<u>教育委員会</u>の諮問に応じ調査、審議するため<u>紀の川市文化財保護審議会</u>を置く。</p>

(紀の川市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例の一部改正)

- 6 紀の川市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（平成17年紀の川市条例第202号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(審査)</p> <p>第5条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与については、 紀の川市消防賞じゅつ金等審査委員会の審査を経なければならな い。</p>	<p>(審査会の設置)</p> <p>第5条 賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金の授与について調査 及び審議を行うため、紀の川市消防賞じゅつ金等審査委員会を設 置する。</p>

別表（第2条関係）

1 市長の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
紀の川市行財政改革推進委員会	行財政改革の調査及び審議に関する事務
紀の川市長期総合計画審議会	紀の川市長期総合計画の策定等についての調査及び審議に関する事務
紀の川市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会	まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に基づく市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略についての調査及び審議に関する事務
紀の川市地域公共交通活性化再生協議会	道路運送法（昭和26年法律第183号）及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国自旅第240号）に基づく、地域公共交通に係る計画の策定その他の施策についての調査及び審議に関する事務
紀の川市男女共同参画推進プラン策定懇話会	男女共同参画の推進のための計画についての調査及び審議に関する事務
紀の川市人権問題処理委員会	人権問題についての調査及び審議に関する事務
紀の川市特別職報酬等審議会	市長、副市長及び教育長の給与並びに議会議員の議員報酬を改めることについての審議に関する事務
紀の川市消防委員会	消防活動の進展及び消防行政の円滑な運営についての調査及び審議に関する事務
紀の川市保健衛生事故調査会	市が実施する保健衛生業務により発生した事故についての調査及び審議に関する事務
紀の川市健康づくり推進協議会	市民の健康づくりを推進するための調査及び審議に関する事務
紀の川市乳がん検診精度管理委員会	市が実施する乳がん検診についての評価及び審議に関する事務
紀の川市胃がん検診運営委員会	市が実施する胃がん検診についての審議に関する事務
紀の川市いのち支える自殺対策協議会	自殺対策についての審議に関する事務
紀の川市廃棄物処理委員会	廃棄物処理対策についての調査及び審議に関する事務

	務
紀の川市民生委員推薦会	民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づく民生委員の推薦についての調査及び審議に関する事務
紀の川市民生委員推薦準備会	民生委員推薦会に民生委員適格者を推薦することについての調査及び審議に関する事務
紀の川市地域福祉計画策定委員会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）に基づく紀の川市地域福祉計画の策定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市社会福祉法人設立認可等審査会	社会福祉法人の設立認可並びに社会福祉施設の整備及び運営についての調査及び審議に関する事務
紀の川市災害弔慰金等支給審査委員会	災害弔慰金等を支給することについての調査及び審議に関する事務
紀の川市福祉有償運送運営協議会	身体又は精神の虚弱による外出困難な在宅高齢者等のための福祉有償運送についての調査及び審議に関する事務
紀の川市老人ホーム入所判定委員会	老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所措置及び措置継続についての調査及び審議に関する事務
紀の川市介護保険事業計画等策定委員会	介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業計画及び老人福祉計画の策定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市介護保険施設等整備事業者選定委員会	紀の川市介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づく介護保険施設等整備事業者の選定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市地域包括支援センター運営協議会	紀の川市地域包括支援センターの運営についての調査及び審議に関する事務
紀の川市障害者基本計画等策定委員会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）に基づく障害者基本計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害福祉計画の策定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市公立保育所移管先法人選考委員会	公立保育所の民営化に係る移管先法人の選考についての調査及び審議に関する事務
紀の川市保育所等入所判定委員会	保育所等への入所についての調査及び審議に関する事務

紀の川市公立保育所のあり方検討委員会	公立保育所の再編計画についての調査及び審議に関する事務
紀の川市農業振興地域整備促進協議会	農業振興地域整備計画の策定及び変更についての調査及び審議に関する事務
紀の川市農業経営改善計画等認定委員会	農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定についての審議に関する事務
紀の川市農業次世代人材投資事業審査委員会	農業次世代人材投資事業及び親元就農助成金交付事業の審議に関する事務
紀の川市人・農地プラン検討会	人・農地プランの審議に関する事務
紀の川市中山間地域等直接支払制度基準検討委員会	中山間地域等直接支払事業の調査及び審議に関する事務
紀の川市開発計画審議会	開発行為についての調査及び審議に関する事務
紀の川市都市計画マスタープラン策定委員会	都市計画マスタープランの策定についての調査及び審議に関する事務
紀の川市都市再生整備計画事業評価委員会	都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）に基づく交付金の対象事業についての審議に関する事務
紀の川市営住宅入居者選考委員会	市営住宅入居者の選考についての調査及び審議に関する事務
紀の川市公共下水道事業運営審議会	公共下水道事業の運営等についての調査及び審議に関する事務
紀の川市水道事業運営審議会	水道事業の運営等についての調査及び審議に関する事務
紀の川市水道施設整備事業評価委員会	水道施設整備事業の事業評価についての審議に関する事務

2 教育委員会の附属機関

附属機関の名称	担任する事務
紀の川市教育委員会外部評価委員会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）に基づく教育委員会の事務についての調査及び審議に関する事務
紀の川市教育支援委員会	障害のある、幼児、児童及び生徒の就学先及び必要な支援についての審議に関する事務
紀の川市名手本陣保存整備委員会	旧名手宿本陣及び旧名手本陣妹背家住宅の保存整備についての調査及び審議に関する事務
紀の川市図書館協議会	図書館法（昭和25年法律第118号）に基づく図

	書館の運営等についての審議に関する事務
紀の川市スポーツ賞選考委員会	スポーツ賞の選考についての調査及び審議に関する事務
紀の川市体育・スポーツ推進協議会	日本体育大学との協定に基づく相互協力についての審議に関する事務
紀の川市スポーツ推進計画策定委員会	スポーツ推進計画の策定についての調査及び審議に関する事務

議案第19号

紀の川市森林環境譲与税基金条例の制定について

紀の川市森林環境譲与税基金条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

森林環境譲与税の創設に伴い、紀の川市における森林整備及びその促進に要する経費の財源とするため。

紀の川市森林環境譲与税基金条例

平成 年 月 日
条例第 号

(設置)

第1条 間伐や人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に要する経費の財源に充てるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき紀の川市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、森林環境譲与税の額に基づき予算において定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他确实かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も确实かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益及び基金を原資とする事業によって発生する収益は、一般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、确实な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を取り崩し、処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第20号

紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例の制定について

紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

宿泊施設の誘致と既存宿泊施設の拡大を促す奨励措置について、必要な事項を定めるため。

紀の川市宿泊施設の誘致等に関する条例

平成 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、市内に旅館又はホテル（以下「宿泊施設」という。）を新築又は増築する事業者に対し奨励措置を講じることにより宿泊施設を誘致し、又は既存宿泊施設の規模拡大を促し、本市の地域経済の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項に規定する旅館・ホテル営業（いずれも風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する営業を除く。）の用に供する施設及びその施設と同一敷地内にあり一体的な利用ができると市長が認める附属施設等をいう。
- (2) 宿泊施設事業者 旅館・ホテル営業を営み、又は第三者に営ませる法人又は個人をいう。
- (3) 新築 新たに客室の数が20室以上の旅館（和式の構造及び設備を主とするものをいう。以下同じ。）又は50室以上のホテル（旅館以外のものをいう。以下同じ。）を新築することをいう。
- (4) 増築 既存の宿泊施設の隣接敷地又は一体的な利用ができると市長が認める敷地内に、旅館にあつては5室以上、ホテルにあつては10室以上の客室を増築することをいう。ただし、当該既存の宿泊施設の客室及び当該新たに増築する客室の合計数が、旅館にあつては20室以上、ホテルにあつては50室以上となる場合に限る。
- (5) 固定資産税 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する土地、家屋及び償却資産に係る税をいう。
- (6) 都市計画税 地方税法第702条に規定する税をいう。
- (7) 営業日 新築にあつては宿泊施設において営業を開始した日、増築にあつては宿泊施設において増築した部分を含め営業を開始した日をいう。
- (8) 指定事業者 次条の規定により市長の指定を受けた宿泊施設事業者をいう。
- (9) 新規常用雇用者 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 営業日から1年以上継続して、雇用される者であること。
 - イ 営業日から1年以上継続して、本市の住民基本台帳に記載されている者である

こと。

ウ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者であり期間の定めのない雇用契約を締結していること。

(10) 投下固定資産総額 新築又は増築した宿泊施設、土地及び償却資産の取得価格の合計額をいう。

(指定事業者)

第3条 市長は、第1条に定める目的の達成に寄与するものであると認める宿泊施設事業者に対し、指定事業者の指定を行うものとする。この場合において、市長は、必要に応じ、条件を付することができる。

(指定事業者の要件)

第4条 前条の指定を受けようとする宿泊施設事業者は、次に掲げる要件及び規則で定める要件を全て満たさなければならない。

(1) 投下固定資産総額が、新築にあつては3,000万円以上、増築にあつては1,000万円以上であること。

(2) 産業振興その他市の施策に寄与する協定を締結すること。

(3) 法令違反等、社会的な信用を著しく損なう行為をしていないこと。

(4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。

(5) 国税、都道府県税及び市町村税を滞納していないこと。

(指定事業者の責務)

第5条 指定事業者は、次に掲げる責務を果たすものとする。

(1) 指定事業者は、周辺と調和がとれた良好な景観の形成に努めること。

(2) 指定事業者は、環境に配慮した設備を備えた施設の建築に努めること。

(3) 指定事業者は、地元雇用に努めること。

(奨励措置)

第6条 市長は、別表奨励金の種類の欄に規定する奨励金を、同表奨励措置要件の欄に定める要件を満たした指定事業者に対し交付することができる。

2 前項に規定する奨励金は、それぞれ別表奨励金の額の欄に規定する額を、同表交付対象期間等の欄に定める期間等に限り予算の範囲内において交付するものとする。ただし、それぞれの奨励金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請等)

第7条 指定事業者は、奨励金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は速やかに審査し、適当と認めるときは、規則で定めるところにより奨励金の交付を決定するものとする。この場合において、市長は必要に応じ、条件を付することができる。

(変更の届出等)

第8条 指定事業者は、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、規則の定めるところにより、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 指定の申請内容に変更が生じたとき。
- (2) 指定の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 宿泊施設を休業し、又は廃業するとき。

(指定事業者の指定等の取消し)

第9条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定事業者の指定又は奨励金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 第4条の指定事業者の要件を欠くに至ったとき。
- (2) 新築にあつては営業日から20年以内に、増築にあつては10年以内に当該宿泊施設を休業又は廃業したとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により指定又は奨励金の交付を受けたとき。
- (4) 指定事業者の指定又は奨励金の交付決定までの過程において、付した条件に違反したとき。
- (5) この条例に違反したとき。

(奨励金の返還)

第10条 市長は、前項の規定による指定事業者の指定等の取消しを行ったときは、当該指定事業者に対し奨励金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、当該奨励金の額を変更すべきと認められるときは、当該奨励金の一部又は全部の返還、次の年度の奨励金との相殺その他必要な措置を講ずることができる。

(指定事業者の承継)

第11条 指定事業者は、相続、合併、譲渡その他の理由により当該宿泊施設を第三者に承継する必要が生じたときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出が適正であると認めるときは、当該承継者を審査し、指定事業者として引き続き奨励金の対象とすることができる。この場合において、承継者に対する奨励金の交付期間は、承継前の指定事業者が既に奨励金の交付を受けた期間を控除した期間とする。

(報告等)

第12条 市長は、指定事業者に対し報告又は関係書類の提出を求め、必要に応じ実地調査を行うことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

奨励金の種類	奨励措置要件	奨励金の額	交付対象期間等
宿泊施設建築奨励金	宿泊施設の新築のための投下固定資産総額が3億円以上であること。	新築に要した建築費用のうち、10分の10に相当する額（上限額は3,000万円）	新築したとき。
宿泊施設立地奨励金	—	1の年度につき、新築又は増築した宿泊施設に係る固定資産税及び都市計画税の合計額	営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して新築は10年間、増築は5年間
雇用促進奨励金	宿泊施設建築奨励金の奨励措置要件を満たし、かつ、新規常用雇用者を雇用していること。	新規常用雇用者の人数に15万円を乗じて得た額（上限額150万円）	営業日後1年を経過したとき。
地域資源活用奨励金	紀の川市産の農産物を宿泊者に提供していること。	紀の川市産の農産物を購入した費用（上限額は年30万円）	営業日後、初めて課税された固定資産税及び都市計画税を納付した年度の翌年度から起算して5年間

議案第21号

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

紀の川市附属機関の設置等に関する条例の制定等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表（第1条関係）		別表（第1条関係）	
(単位：円)		(単位：円)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
教育委員会委員	月額 50,000	教育委員会委員	月額 50,000
選挙管理委員会委員長	月額 31,000	選挙管理委員会委員長	月額 31,000
同委員	月額 23,000	選挙管理委員会委員	月額 23,000
選挙管理委員選挙加給	選挙1回につき 9,000	選挙管理委員選挙加給	選挙1回につき 9,000
選挙長	選挙1回につき 10,000	選挙長	選挙1回につき 10,000
投票所の投票管理者	選挙1回につき 12,000	投票所の投票管理者	選挙1回につき 12,000
期日前投票所の投票管理者	日額 11,000	期日前投票所の投票管理者	日額 11,000
開票管理者	選挙1回につき 10,000	開票管理者	選挙1回につき 10,000
投票所の投票立会人	選挙1回につき 11,000	投票所の投票立会人	選挙1回につき 11,000
期日前投票所の投票立会人	日額 10,000	期日前投票所の投票立会人	日額 10,000
開票立会人	選挙1回につき 8,500	開票立会人	選挙1回につき 8,500
選挙立会人	選挙1回につき 8,500	選挙立会人	選挙1回につき 8,500

改 正 前		改 正 後	
公平委員会委員	日額 7,000	公平委員会委員	日額 7,000
監査委員 (識見を有する者)	月額 105,000	監査委員 (識見を有する者)	月額 105,000
同 (議会選出)	月額 39,000	監査委員 (議会選出)	月額 39,000
農業委員会会長	月額 46,000	農業委員会会長	月額 46,000
同職務代理者	月額 35,000	農業委員会会長職務代理者	月額 35,000
同委員	月額 30,000	農業委員会委員	月額 30,000
農地利用最適化推進委員	年額 150,000	農地利用最適化推進委員	年額 150,000
	議会1回につき 7,000		議会1回につき 7,000
固定資産評価審査委員会委員	日額 7,000	固定資産評価審査委員会委員	日額 7,000
長期総合計画策定審議会委員	日額 7,000	行政改革推進委員会委員	日額 7,000
個人情報保護審査委員会委員	日額 7,000	長期総合計画審議会委員	日額 7,000
情報公開審査委員会委員	日額 7,000	まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会委員	日額 7,000
行政不服審理員	時給 14,000		
交通指導員	年額 50,000	地域公共交通活性化再生協議会委員	日額 7,000
特別職報酬等審議会委員	日額 7,000	人権施策推進懇話会委員	日額 7,000
監察監	月額 360,000	男女共同参画推進プラン策定懇話会委員	日額 7,000
検査員	月額 200,000		
消防委員会委員	日額 7,000	古和田会館及び井阪文化会館運営審議会委員	日額 7,000
防災会議委員	日額 7,000		
消防費じゅつ金等審査委員会委員	日額 7,000	人権問題処理委員会委員	日額 7,000
国民保護協議会委員	日額 7,000	人権教育指導員	月額 200,000
紀の川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	日額 7,000	情報公開審査委員会委員	日額 7,000
人権教育指導員	月額 200,000	個人情報保護審査委員会委員	日額 7,000
		行政不服審理員	時給 14,000

改 正 前		改 正 後	
環境保全対策審議会委員	日額 7,000	特別職報酬等審議会委員	日額 7,000
老人ホーム入所判定委員会委員	年額 14,000	監察監	月額 360,000
家庭児童相談員	月額 120,000	検査員	月額 200,000
介護保険運営委員会委員	日額 7,000	交通安全対策会議委員	日額 7,000
介護認定審査会会長	年額 50,000	国民保護協議会委員	日額 7,000
回副会長	年額 30,000	防災会議委員	日額 7,000
回委員	審査会1回につき 20,000	消防委員会委員	日額 7,000
同班長	現任・新任研修1回につき 10,000	消防費じゅつ金等審査委員会委員	日額 7,000
	審査会1回につき 5,000	交通指導員	年額 50,000
	班長会1回につき 10,000	紀の川市の国民健康保険事業の運営に関する協議会委員	日額 7,000
障害支援区分審査会委員	審査会1回につき 20,000	保健衛生事故調査委員会委員	日額 7,000
食育推進会議委員	日額 7,000	健康づくり推進協議会委員	日額 7,000
登記専門員	月額 200,000	乳がん検診精度管理委員会委員	日額 7,000
都市計画審議会委員	日額 7,000	胃がん検診運営委員会委員	日額 7,000
開発計画審議会委員	日額 7,000	いのち支える自殺対策協議会委員	日額 7,000
空家等対策協議会委員	日額 7,000	環境保全対策審議会委員	日額 7,000
設計施工管理指導員	月額 250,000	廃棄物処理委員会委員	日額 7,000
教育監	月額 200,000	民生委員推薦委員会委員	日額 7,000
公共下水道事業運営審議会委員	日額 7,000	民生委員推薦準備委員会委員	日額 7,000
教育相談員	月額 120,000	地域福祉計画策定委員会委員	日額 7,000
部活動指導員	時給 1,600	社会福祉法人設立認可等審査委員会委員	日額 7,000
社会教育委員	年額 14,000	災害弔慰金等支給審査委員会委員	日額 7,000
社会教育指導員	月額 120,000	福祉有償運送運営協議会委員	日額 7,000
文化財保護委員会委員	年額 14,000		

改 正 前		改 正 後	
スポーツ推進委員	年額 28,000	老人ホーム入所判定委員会委員	年額 14,000
水道事業運営審議会委員	日額 7,000	介護保険運営委員会委員	日額 7,000
附属機関の委員・その他の構成員	日額 7,000以内	介護認定審査会会長	年額 50,000
		介護認定審査会副会長	年額 30,000
		介護認定審査会委員	審査会1回につき 20,000
		介護認定審査会班長	現任・新任研修1回につき 10,000
		介護認定審査会委員	審査会1回につき 5,000
		介護認定審査会班長	班長会1回につき 10,000
		介護保険事業計画等策定委員会委員	日額 7,000
		介護保険施設等整備事業者選定委員会委員	日額 7,000
		地域包括支援センター運営協議会委員	日額 7,000
		障害支援区分審査会委員	審査会1回につき 20,000
		障害者基本計画等策定委員会委員	日額 7,000
		子ども・子育て会議委員	日額 7,000
		公立保育所移管先法人選考委員会委員	日額 7,000
		保育所等入所判定委員会委員	日額 7,000
		公立保育所のあり方検討委員会委員	日額 7,000
		家庭児童相談員	月額 120,000
		農業振興地域整備促進協議会委員	日額 7,000
		食育推進会議委員	日額 7,000
		農業経営改善計画等認定委員会委員	日額 7,000

改 正 前	改 正 後
	農業次世代人材投資事業審査委員会 委員 日額 7,000
	人・農地プラン検討会委員 日額 7,000
	鳥獣被害対策実施隊員 日額 10,000
	中山間地域等直接支払制度基準検討 委員会委員 日額 7,000
	開発計画審議会委員 日額 7,000
	都市計画審議会委員 日額 7,000
	都市計画マスタープラン策定委員会 委員 日額 7,000
	都市再生整備計画事業評価委員会委 員 日額 7,000
	市営住宅入居者選考委員会委員 日額 7,000
	空家対策協議会委員 日額 7,000
	登記専門員 月額 200,000
	水道事業運営審議会委員 日額 7,000
	水道施設整備事業評価委員会委員 日額 7,000
	公共下水道事業運営審議会委員 日額 7,000
	教育委員会外部評価委員会委員 日額 7,000
	教育支援委員会委員 日額 7,000
	粉河学校給食センター運営委員会委 員 日額 7,000
	河南学校給食センター運営委員会委 員 日額 7,000

改 正 前	改 正 後
	教育監 月額 200,000
	教育相談員 月額 120,000
	部活動指導員 時給 1,600
	社会教育委員 年額 28,000
	公民館運営審議会委員 日額 7,000
	図書館協議会委員 日額 7,000
	社会教育指導員 月額 120,000
	文化財保護審議会委員 日額 7,000
	名手本陣保存整備委員会委員 日額 7,000
	スポーツ賞選考委員会委員 日額 7,000
	体育・スポーツ推進協議会委員 日額 7,000
	那賀B&G海洋センター運営委員会委員 日額 7,000
	スポーツ推進計画策定委員会委員 日額 7,000
	スポーツ推進委員 年額 28,000

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第22号

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成21年紀の川市条例第2号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

公職選挙法の一部を改正する法律（平成29年法律第66号）が施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市議会議員及び紀の川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成21年紀の川市条例第2号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者(紀の川市長の選挙における候補者)に限る。第8条において同じ。)は、<u>同条</u>の規定により算定した金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者_____は、<u>第8条</u>の規定により算定した金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>

附 則（平成 年 月 日 条例第 号）

この条例は、公布の日から施行し、同日以後にその期日を告示される選挙から適用する。

議案第23号

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の
一部改正について

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成27年
紀の川市条例第39号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

地域再生法の一部を改正する法律（平成30年法律第38号）が施行されたこと等に
伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市地方活力向上地域における固定資産税の特別措置に関する条例（平成27年紀の川市条例第39号）の一部を次のように改正する。
なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第3号の規定に基づき、本市が課する固定資産税の<u>不均一課税</u></p> <p>_____をすることについて定めるものとする。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課す</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第2項の規定により、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第5号に規定する地方活力向上地域内において法第17条の6及び地域再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号。以下「省令」という。）第2条第3号の規定に基づき、本市が課する固定資産税の課税免除又は不均一課税（以下「不均一課税等」という。）をすることについて定めるものとする。</p> <p>(不均一課税等)</p> <p>第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課す</p>
<p>_____をすることについて定めるものとする。</p> <p>(不均一課税)</p> <p>第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課す</p>	<p>_____をすることについて定めるものとする。</p> <p>(不均一課税等)</p> <p>第2条 省令第2条第2号に規定する特別償却設備設置者について、同条第1号に規定する特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税の税率は、新たに固定資産税を課す</p>

改 正 前	改 正 後
<p>ることとなった年度以降3箇年度分限り、紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号。以下「市税条例」という。）第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第17条の2第1項第1号に定める事業 <u>次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に掲げる税率とする。</u></p> <p>ア <u>初年度分（当該特別償却設備に対して新たに固定資産税を課することとなった年度。以下同じ。） 100分の1</u></p> <p>イ <u>第2年度分（初年度の翌年度。以下同じ。） 100分の0.35</u></p> <p>ウ <u>第3年度分（第2年度の翌年度。以下同じ。） 100分の0.70</u></p> <p>(2) 法第17条の2第1項第2号に定める事業 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に掲げる税率とする。</p> <p>ア <u>初年度分</u> <u>100分の0.14</u></p> <p>イ <u>第2年度分</u> <u>100分の0.467</u></p> <p>ウ <u>第3年度分</u> <u>100分の0.933</u></p> <p><u>（不均一課税の承継）</u></p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の届出により、市長において承継の事実を確認した場合、</p>	<p>ることとなった年度以降3箇年度分限り、紀の川市税条例（平成17年紀の川市条例第54号。以下「市税条例」という。）第62条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第17条の2第1項第1号に定める事業 <u>当該特別償却設備に対して新たに固定資産税を課することとなった年度以降3箇年度分限り、課税免除とする。</u></p> <p>(2) 法第17条の2第1項第2号に定める事業 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に掲げる税率とする。</p> <p>ア <u>初年度分（当該特別償却設備に対して新たに固定資産税を課することとなった年度） 100分の0.14</u></p> <p>イ <u>第2年度分（初年度の翌年度） 100分の0.467</u></p> <p>ウ <u>第3年度分（第2年度の翌年度） 100分の0.933</u></p> <p><u>（不均一課税等の承継）</u></p> <p>第4条 略</p> <p>2 前項の届出により、市長において承継の事実を確認した場合、</p>

改正前	改正後
引き続き残余の期間第2条の不均一課税の適用を受けることができる。	引き続き残余の期間第2条の不均一課税等の適用を受けることができる。

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案第24号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

国民健康保険事業費納付金等の確定に伴い、税率の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の25.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>25,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.30</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る資産割額)</p> <p>第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の12.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,700円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものという。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>25,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>12,700円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>19,050円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.20</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）</p>	<p>第5条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものという。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次号、第7条の3及び第23条において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）以外の世帯 <u>21,600円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>10,800円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>16,200円</u></p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.30</u>を乗じて算定する。</p> <p>（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の資産割額）</p>

改正前	改正後
<p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の7.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>7,400円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,400円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,700円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,550円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>	<p>第7条 第2条第3項の資産割額は、当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の3.50</u>を乗じて算定する。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,700円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,850円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,775円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.60</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る資産割額)</p> <p>第9条 第2条第4項の資産割額は、介護納付金課税被保険者に係る当該年度分の固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に<u>100分の4.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p>

改正前	改正後
<p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>7,900円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>7,900円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>17,780円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>17,780</u></p>	<p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>11,600円</u>とする。 (介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について <u>6,600円</u>とする。 (国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20,090円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>15,120</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>巴</p> <p>(イ) 特定世帯 <u>8,890円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>13,335円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,180円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,180円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,590円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,885円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>) 1人について <u>5,530円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>5,530円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について</p>	<p>巴</p> <p>(イ) 特定世帯 <u>7,560円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>11,340円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,390円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,695円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>4,043円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>) 1人について <u>8,120円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>4,620円</u></p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき275,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者 (前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について</p>

改正前	改正後
<p>て <u>12,700円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>12,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>6,350円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>9,525円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3,700円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,700円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,850円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,775円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,950円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人に</p>	<p>て <u>14,350円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>10,800円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>5,400円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>8,100円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,850円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>1,925円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>2,888円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者 (第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,300円</u></p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人に</p>

改正前	改正後
<p>つき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,080円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>5,080円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,540円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,810円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>1,480円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,480円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>740円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,110円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯に</p>	<p>つき50万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,740円</u></p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,320円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>2,160円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>3,240円</u></p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2,000円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,540円</u></p> <p>(イ) 特定世帯 <u>770円</u></p> <p>(ウ) 特定継続世帯 <u>1,155円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯に</p>

改正前	改正後
ついて <u>1,580円</u>	ついて <u>1,320円</u>

附 則 (平成 年 月 日条令第 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。
(適用区分)

2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第25号

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例（平成17年紀の川市条例第140号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

細野へき地診療所を紀の川市国民健康保険直営診療施設とすること等に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市国民健康保険直営診療施設条例（平成17年紀の川市条例第140号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後																				
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により診療施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 紀の川市国民健康保険直営鞆診療所</p> <p>位置 紀の川市中鞆911番地</p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の規定により診療施設を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="742 212 965 1086"> <thead> <tr> <th>名</th> <th>称</th> <th>位</th> <th>置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>紀の川市国民健康保険直営鞆</td> <td>紀の川市中鞆</td> <td>911</td> <td>番地</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>紀の川市国民健康保険直営細野</td> <td>紀の川市桃山町中畑108</td> <td></td> <td>番地1</td> </tr> <tr> <td>診療所</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名	称	位	置	紀の川市国民健康保険直営 鞆	紀の川市中 鞆	911	番地	診療所				紀の川市国民健康保険直営 細野	紀の川市桃山町中畑108		番地1	診療所			
名	称	位	置																		
紀の川市国民健康保険直営 鞆	紀の川市中 鞆	911	番地																		
診療所																					
紀の川市国民健康保険直営 細野	紀の川市桃山町中畑108		番地1																		
診療所																					
<p>(任務)</p> <p>第3条 紀の川市国民健康保険直営鞆診療所（以下「診療所」という。）は、次の事項を達成することを任務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(休診日)</p> <p>第6条 診療所における休診日は、日曜日、木曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p>	<p>(任務)</p> <p>第3条 前条に規定する診療施設（以下「診療所」という。）は、次の事項を達成することを任務とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(休診日)</p> <p>第6条 診療所における休診日は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日</p>																				

改正前	改正後
<p>及び市長が必要と認めた日とする。</p> <p>2 略 (診療時間)</p> <p>第7条 診療所の診療時間は、午前9時から正午まで及び午後2時から午後5時までとする。</p> <p>2 略 (使用料及び手数料)</p> <p>第8条 第4条の診療を受けた者（以下「利用者」という。）からは、紀の川市国民健康保険直営病院診療所の使用料及び手数料に関する条例（平成17年紀の川市条例第141号）に定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p>	<p>及び規則に定める日とする。</p> <p>2 略 (診療時間)</p> <p>第7条 診療所の診療時間は、規則で定める。</p> <p>2 略 (使用料及び手数料)</p> <p>第8条 第4条の診療を受けた者（以下「利用者」という。）からは、紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例（平成17年紀の川市条例第141号）に定めるところにより使用料及び手数料を徴収する。</p>

附 則（平成 年 月 日 条例第 号）
（施行期日）

- この条例は、平成31年4月1日から施行する。
（紀の川市国民健康保険直営病院診療所の使用料及び手数料に関する条例の一部改正）
- 紀の川市国民健康保険直営病院診療所の使用料及び手数料に関する条例（平成17年紀の川市条例第141号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>紀の川市国民健康保険直営病院診療所の使用料及び手数料に関する条例</p>	<p>紀の川市国民健康保険直営診療施設の使用料及び手数料に関する条例</p>

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>紀の川市国民健康保険直営病院診療所</u>（以下「診療所」という。）における使用料及び手数料に關し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、<u>紀の川市国民健康保険直営診療施設</u>（以下「診療所」という。）における使用料及び手数料に關し必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(紀の川市細野生活改善センター条例の一部改正)</p>	
<p>3 <u>紀の川市細野生活改善センター条例</u>（平成17年紀の川市条例第157号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p>	<p>3 <u>紀の川市細野生活改善センター条例</u>（平成17年紀の川市条例第157号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。</p>
<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生活改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>紀の川市細野生活改善センター</u></p> <p>位置 <u>紀の川市桃山町中畑108番地</u></p>	<p>(名称及び位置)</p> <p>第2条 生活改善センターの名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <p>名称 <u>紀の川市細野生活改善センター</u></p> <p>位置 <u>紀の川市桃山町中畑108番地1</u></p>

議案第26号

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（平成19年紀の川市条例第41号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号）が公布され、児童扶養手当法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（平成19年紀の川市条例第41号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(支給対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。</p> <p>(1) 配偶者のない男子又は女子の前年（1月から7月 までの間に、新たに次条の認定を受けようとする場合には、前々年をいう。以下同じ。）の所得又は養育者（孤児等の養育者を除く。）の前年の所得が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に規定する額以上の者</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>3 略</p>	<p>(支給対象)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としない。</p> <p>(1) 配偶者のない男子又は女子の前年（1月から10月までの間に、新たに次条の認定を受けようとする場合には、前々年をいう。以下同じ。）の所得又は養育者（孤児等の養育者を除く。）の前年の所得が、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「施行令」という。）第2条の4第2項に規定する額以上の者</p> <p>(2) ～ (5) 略</p> <p>3 略</p>

附 則（平成 年 月 日 条例第 号）
 （施行期日）

1 この条例は、平成31年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に受けた医療に係る医療費及び支給対象要件に該当する者について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費及び支給対象要件に該当する者については、なお従前の例による。

議案第27号

紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年紀の川市条例第113号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成31年政令第16号）が平成31年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正する。

紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年紀の川市条例第113号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<u>（利率）</u> 第14条 略 （新設） （新設） （償還等） 第15条 略 2 略 3 償還免除、 <u>保証人</u> 、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、 <u>法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</u>	<u>（利率及び保証人）</u> 第14条 略 2 <u>災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならぬ。</u> 3 <u>前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条に規定する違約金を包含するものとする。</u> （償還等） 第15条 略 2 略 3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、 <u>法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u>

附 則（平成 年 月 日 条例第 号）

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条第2項及び第3項並びに第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

議案第28号

紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部改正について

紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例（平成28年紀の川市条例第6号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

訪問入浴サービス事業等新規事業開始に伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市障害者地域生活支援事業に関する条例（平成28年紀の川市条例第6号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(事業の内容)</p> <p>第2条 市が行う地域生活支援事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (13) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事業の利用手続等)</p> <p>第4条 第2条第5号、第6号、第8号及び第10号から第13号までの <u>事業</u> を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、規則で定める申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しななければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(地域生活支援給付)</p> <p>第5条 前条の規定に基づき事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、第2条第6号、第8号、第10号及び第11号 <u>の事業</u> を利用したときは、その要した費用等について、当該利用者に対し地域生活支援給付（以下「支援給付」</p>	<p>(事業の内容)</p> <p>第2条 市が行う地域生活支援事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ～ (13) 略</p> <p>(14) <u>巡回支援専門員整備事業</u></p> <p>(15) <u>訪問入浴サービス事業</u></p> <p>(事業の利用手続等)</p> <p>第4条 第2条第5号、第6号、第8号、第10号から第13号まで及び第15号の <u>事業</u> を利用しようとする障害者又は障害児の保護者は、規則で定める申請書に必要な書類を添えて、市長に提出しななければならない。</p> <p>2・3 略</p> <p>(地域生活支援給付)</p> <p>第5条 前条の規定に基づき事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）が、第2条第6号、第8号、第10号、<u>第1号及び第15号の事業</u> を利用したときは、その要した費用等について、当該利用者に対し地域生活支援給付（以下「支援給付」</p>

改正前	改正後
<p>という。)を支給するものとする。ただし、第2条第6号の支援給付は、日常生活用具を給付することにより行う。</p> <p>2・3 略</p> <p>(利用者負担及び利用者負担の上限)</p> <p>第6条 利用者が第2条第6号、第8号、第10号及び第11号の事業を利用したときは、規則で定めるところによりその費用の一部を負担（以下「利用者負担」という。）しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用者負担の上限月額____は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(新設)</p>	<p>という。)を支給するものとする。ただし、第2条第6号の支援給付は、日常生活用具を給付することにより行う。</p> <p>2・3 略</p> <p>(利用者負担及び利用者負担等の上限)</p> <p>第6条 利用者が第2条第6号、第8号、第10号、第11号及び第15号の事業を利用したときは、規則で定めるところによりその費用の一部を負担（以下「利用者負担」という。）しなければならない。</p> <p>2 前項に規定する利用者負担の上限月額又は上限利用回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 第2条第15号の事業を利用したときの上限利用回数 <u>週2回かつ月9回</u></p>

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第29号

紀の川市立保育所条例の一部改正について

紀の川市立保育所条例（平成17年紀の川市条例第118号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

川原保育所、長田保育所及び竜門保育所を廃止し、粉河保育園に統合するとともに、鞆淵へき地保育所を廃止するため。

紀の川市立保育所条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市立保育所条例（平成17年紀の川市条例第118号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後																												
<p>(設置)</p> <p>第1条 本市に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項及び<u>国のへき地保育所設置要綱</u>（昭和36年4月3日厚生省発見第76号）の規定により、紀の川市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 本市に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項 <u> </u>の規定により、紀の川市立保育所（以下「保育所」という。）を設置する。</p>																												
<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>八王子保育所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>川原保育所</td> <td>紀の川市野上113番地</td> </tr> <tr> <td>長田保育所</td> <td>紀の川市長田中550番地</td> </tr> <tr> <td>竜門保育所</td> <td>紀の川市杉原16番地</td> </tr> <tr> <td>鞆淵へき地保育所</td> <td>紀の川市中鞆淵800番地</td> </tr> <tr> <td>中貴志保育所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	八王子保育所	略	川原保育所	紀の川市野上113番地	長田保育所	紀の川市長田中550番地	竜門保育所	紀の川市杉原16番地	鞆淵へき地保育所	紀の川市中鞆淵800番地	中貴志保育所	略	略	略	<p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>八王子保育所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>中貴志保育所</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	略	略	八王子保育所	略	中貴志保育所	略	略	略
名称	位置																												
略	略																												
八王子保育所	略																												
川原保育所	紀の川市野上113番地																												
長田保育所	紀の川市長田中550番地																												
竜門保育所	紀の川市杉原16番地																												
鞆淵へき地保育所	紀の川市中鞆淵800番地																												
中貴志保育所	略																												
略	略																												
名称	位置																												
略	略																												
八王子保育所	略																												
中貴志保育所	略																												
略	略																												

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第30号

紀の川市営住宅条例の一部改正について

紀の川市営住宅条例（平成17年紀の川市条例第184号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

公営住宅法施行令及び住宅地区改良法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第200号）が施行されたことに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市営住宅条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市営住宅条例（平成17年紀の川市条例第184号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除去に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第11条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額す</p>	<p>(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)</p> <p>第38条 市長は、前条の申出により公営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。</p> <p>(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)</p> <p>第39条 市長は、法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止による公営住宅の除去に伴い当該公営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、<u>令第12条</u>で定めるところにより当該入居者の家賃を減額す</p>

改正前	改正後
<p>ものとする。</p>	<p>ものとする。</p>

附 則 (平成 年 月 日条例第 号)
この条例は、公布の日から施行する。

議案第31号

紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

消費税率の改定に伴い所要の改正を行うため。

紀の川市農業集落排水処理施設条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

(紀の川市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第1条 紀の川市農業集落排水処理施設条例(平成17年紀の川市条例第158号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後																													
<p>(使用料)</p> <p>第14条 利用者は、処理施設の維持管理等に要する経費として別表第2に定めるところにより算出した合計額(消費税及び地方消費税を含む。)を市に納めるものとし、その合計額に10円未満の端数があるときは、その端数全部を切り捨てる。ただし、市長が特別な事由があるとき、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第14条 利用者は、処理施設の維持管理等に要する経費として別表第2に定めるところにより算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を納めなければならない。ただし、市長が特別な事由があるとき、使用料の一部又は全部を免除することができる。</p> <p>2～5 略</p>	<p>別表第2(第14条関係)</p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">料金(月額)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>人数料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>2,057円</td> <td>617円/1人</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>工場・事務所</td> <td>2,057円</td> <td>308円/1人</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	料金(月額)		備考	基本料金	人数料金	一般	2,057円	617円/1人	略	工場・事務所	2,057円	308円/1人	略	<p>別表第2(第14条関係)</p> <p>使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">料金(月額)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>基本料金</th> <th>人数料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>1,905円</td> <td>572円/1人</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>工場・事務所</td> <td>1,905円</td> <td>286円/1人</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	種別	料金(月額)		備考	基本料金	人数料金	一般	1,905円	572円/1人	略	工場・事務所	1,905円	286円/1人	略
種別	料金(月額)			備考																											
	基本料金	人数料金																													
一般	2,057円	617円/1人	略																												
工場・事務所	2,057円	308円/1人	略																												
種別	料金(月額)		備考																												
	基本料金	人数料金																													
一般	1,905円	572円/1人	略																												
工場・事務所	1,905円	286円/1人	略																												

改正前		改正後	
店舗	2,057円	1,905円	286円/1人 略
公共施設	2,057円	1,905円	
備考 略			

(紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正)

第2条 紀の川市工業用水道事業給水条例（平成17年紀の川市条例第189号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前		改正後	
(料金)			
第3条 徴収	料金は、次に定めるところにより、1月ごとに使用者から徴収する。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	料金は、月額とし、次に掲げる規定により得た額に消費税及び地方消費税を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。	
(1) 基本料金	基本使用水量 1立方メートルにつき 83円	基本使用水量 1立方メートルにつき 77円	
(2) 特定料金	特定使用水量 1立方メートルにつき 83円	特定使用水量 1立方メートルにつき 77円	
(3) 超過料金	超過使用水量 1立方メートルにつき 83円	超過使用水量 1立方メートルにつき 77円	
2 前項の使用料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を含んだ金額とする。			

(紀の川市河北河南通水事業給水条例の一部改正)

第3条 紀の川市河北河南通水事業給水条例（平成17年紀の川市条例第193号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(加入金)</p> <p>第14条の2 市長は、給水装置の新設又は増径工事の施工について承認を受けた者から加入金（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に相当する額を含む。）を徴収する。</p> <p>2 加入金の額は、別表第1に定めるとおりとする。</p> <p>3 増径工事の施工について承認を受けた者から徴収する加入金は、現使用口径に係る加入金と増口径に係る加入金との差額とし、減径工事を行うときは、現使用口径に係る加入金と減口径に係る加入金の差額は返還しない。</p> <p>4・5 略 (料金)</p> <p>第30条 料金は、別表第2に定める基本料金と従量料金を加算して得た額（消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額に相当する額を含む。）とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表第1（第14条の2関係）</p>	<p>(加入金)</p> <p>第14条の2 市長は、給水装置の新設工事の施工について承認を受けた者から別表第1に定める額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した加入金を徴収する。</p> <p>2 市長は、給水装置の増径工事の施工について承認を受けた者から別表第1に定める現使用口径に係る加入金と増口径に係る加入金との差額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額を徴収し、減径工事を行うときは、現使用口径に係る加入金と減口径に係る加入金の差額は返還しない。</p> <p>3 前2項の規定により算出した額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>4・5 略 (料金)</p> <p>第30条 料金は、別表第2に定める基本料金と従量料金を加算して得た額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>別表第1（第14条の2関係）</p>

改正前

加入金

メーターの口径	加入金
13ミリメートル	257,000円
20ミリメートル	617,000円
25ミリメートル	956,000円
30ミリメートル	1,388,000円
40ミリメートル	2,468,000円
50ミリメートル	3,805,000円
75ミリメートル	8,588,000円
臨時用	51,000円

別表第2 (第30条関係)

料金表 (1月につき)

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金の額 (1月につき)
13ミリメートル	1,029円
20ミリメートル	1,029円
25ミリメートル	1,645円
30ミリメートル	2,366円
40ミリメートル	4,114円
50ミリメートル	6,377円
75ミリメートル	14,298円

(2) 従量料金

使用区分	給水量 (使用水量)	従量料金の額 (1立)
------	------------	-------------

改正後

加入金

メーターの口径	加入金
13ミリメートル	237,963円
20ミリメートル	571,297円
25ミリメートル	885,186円
30ミリメートル	1,285,186円
40ミリメートル	2,285,186円
50ミリメートル	3,523,149円
75ミリメートル	7,951,852円
臨時用	47,223円

別表第2 (第30条関係)

料金表 (1月につき)

(1) 基本料金

メーターの口径	基本料金の額 (1月につき)
13ミリメートル	953円
20ミリメートル	953円
25ミリメートル	1,524円
30ミリメートル	2,191円
40ミリメートル	3,810円
50ミリメートル	5,905円
75ミリメートル	13,239円

(2) 従量料金

使用区分	給水量 (使用水量)	従量料金の額 (1立)
------	------------	-------------

改 正 前		改 正 後	
一般用	方メートルにつき 1 立方メートルから10 立方メートルまで 42円	方メートルにつき 1 立方メートルから10 立方メートルまで 39円	
	1 1立方メートルから2 0立方メートルまで 154円	1 1立方メートルから2 0立方メートルまで 143円	
	2 1立方メートルから3 0立方メートルまで 174円	2 1立方メートルから3 0立方メートルまで 162円	
	3 1立方メートルから4 0立方メートルまで 185円	3 1立方メートルから4 0立方メートルまで 172円	
臨時用	4 1立方メートル以上 1立方メートル以上 206円	4 1立方メートル以上 1立方メートル以上 191円	
備考 略		備考 略	

(紀の川市公共下水道条例の一部改正)

第4条 紀の川市公共下水道条例(平成20年紀の川市条例第30号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(使用料の算定方法) 第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に 応じ、次の表に定めるところにより算出した合計額(消費税及び地方消費税を含む。) とし、その合計額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。	(使用料の算定方法) 第19条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量に 応じ、次の表に定めるところにより算出した額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した額とする。ただし、算出した使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
(1月当たり)	(1月当たり)

改 正 前				改 正 後				
区分	基本料金		超過料金		基本料金		超過料金	
	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額	排除汚水量	金額
一般汚水	10立方メートルまで	1,404円	1立方メートルにつき	172円	10立方メートルまで	1,300円	1立方メートルにつき	160円
公衆浴場汚水	排除汚水量1立方メートルにつき		10.8円		排除汚水量1立方メートルにつき		10円	

2・3 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
(紀の川市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 改正後の紀の川市農業集落排水処理施設条例第14条第1項及び別表第2の規定は、平成31年11月分の使用料から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。
(紀の川市工業用水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 3 改正後の紀の川市工業用水道事業給水条例第3条の規定は、平成31年10月使用分の料金から適用し、同年9月使用分までの料金については、なお従前の例による。
(紀の川市河北河南通事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)
- 4 改正後の紀の川市河北河南通事業給水条例第14条の2及び別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の承認に係る加入金から適用し、施行日前の承認に係る加入金については、なお従前の例による。
- 5 改正後の紀の川市河北河南通事業給水条例第30条及び別表第2の規定は、平成31年11月使用分の料金から適用し、同年10月使用分までの料金については、なお従前の例による。
(紀の川市公共下水道条例の一部改正に伴う経過措置)

6 改正後の紀の川市公共下水道条例第19条第1項の規定は、平成31年11月分の使用料から適用し、同年10月分までの使用料については、なお従前の例による。

議案第32号

紀の川市立学校設置条例の一部改正について

紀の川市立学校設置条例（平成17年紀の川市条例第93号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

提案理由

平成31年3月31日をもって桃山小学校及び桃山中学校を廃校とするため。

紀の川市立学校設置条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市立学校設置条例（平成17年紀の川市条例第93号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第2条関係）			
小学校の名称	位置	小学校の名称	位置
略	略	略	略
調月小学校	略	調月小学校	略
桃山小学校	紀の川市桃山町善田432番地	丸栖小学校	略
丸栖小学校	略	略	略
略	略		
別表第2（第3条関係）			
中学校の名称	位置	中学校の名称	位置
略	略	略	略
荒川中学校	略	荒川中学校	略
桃山中学校	紀の川市桃山町善田395番地	貴志川中学校	略
貴志川中学校	略		

附 則（平成 年 月 日条例第 号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第33号

紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正について

紀の川市社会教育委員の設置に関する条例（平成17年紀の川市条例第96号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市附属機関の整理に伴い所要の改正を行なうため。

紀の川市社会教育委員の設置に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日
 条例第 号

紀の川市社会教育委員の設置に関する条例（平成17年紀の川市条例第96号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(設置) 第2条 社会教育法第17条第1項に規定する職務の遂行を図るため、紀の川市教育委員会の附属機関として紀の川市社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。</p>	<p>(設置) 第2条 社会教育法第17条第1項に規定する職務の遂行を図るため、<u>紀の川市社会教育委員</u>（以下「委員」という。）を置く。</p>

附 則（平成 年 月 日 条例第 号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第34号

紀の川市石材加工共同作業場条例の廃止について

紀の川市石材加工共同作業場条例（平成17年紀の川市条例第138号）を別紙のとおり廃止するものとする。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市石材加工共同作業場を廃止するため。

紀の川市石材加工共同作業場条例を廃止する条例

平成 年 月 日
条例第 号

紀の川市石材加工共同作業場条例（平成17年紀の川市条例第138号）は、廃止する。

附 則（平成 年 月 日条例第 号）
この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議案第35号

平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第36号

平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第37号

平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第38号

平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第39号

平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第40号

平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、平成30年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第41号

平成31年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第42号

平成31年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第43号

平成31年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第44号

平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第45号

平成31年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第46号

平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第47号

平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第48号

平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第49号

平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第50号

平成31年度紀の川市池田財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市池田財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第51号

平成31年度紀の川市田中財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市田中財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第52号

平成31年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第53号

平成31年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第54号

平成31年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第55号

平成31年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第56号

平成31年度紀の川市静川財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市静川財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第57号

平成31年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第58号

平成31年度紀の川市調月財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市調月財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第59号

平成31年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第60号

平成31年度紀の川市平池財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、平成31年度紀の川市平池財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第61号

平成31年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成31年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

（予算及び決算に関する説明書別紙添付）

議案第62号

平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、平成31年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第63号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり策定することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成31年2月26日提出

紀の川市長 中村 慎 司

提案理由

紀の川市における総合的かつ計画的な行財政の運営を図るため、平成31年度を目標年度とする辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するに当たり、県知事と協議し総務大臣に提出するため。

総合整備計画書

和歌山県紀の川市東部辺地

(辺地の人口 87人、面積 9.6 km²)

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

紀の川市桃山町中畑、垣内、峯

(2) 地域の中心の位置

紀の川市桃山町中畑107番地

(3) 辺地度点数

242点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 辺地の地勢

当該地域は市の南東部に位置し、竜門山を越え真国川に沿った帯状の盆地とそれを囲む山並みで囲まれた山村であり、平地に乏しく地域の殆どが山地で、耕地は川沿いの水田と丘陵地帯に果樹園が点在している。

(2) 住民の日常生活の現状

当該地域から市役所まで34.2kmと遠距離に位置し、県道高野口野上線が東西に、県道垣内貴志川線が南北に通じている。住民の生活用水は、公共の簡易水道を利用している。

(3) 施設の整備を図ることが特に必要である事情

当該辺地は、地域の中心地から荒川中学校までの距離が26km以上あり、当該辺地の校区である桃山中学校在平成17年度から休校となっているため、在住の児童生徒はバスでの通学を余儀なくされるが、地域の中心地から市営バスの停留所も遠く、生徒は登下校の時間帯にこれを利用できない状況である。

このような自転車及び公共交通機関による通学が非常に困難な生徒のために、市は現在、荒川中学校にスクールバスを1台運行しているが、平成32年度には乗車する生徒の居住地が広域に点在することになるため、通学時間、距離等を考慮すると、スクールバスを2台別ルートで運行することが妥当である。

生徒の負担軽減と安全・安心な通学手段の確保のため、スクールバス1台の追加購入が必要である。

3 公共施設の整備計画

平成31年度から1年間

(単位：千円)

区分		事業費	財源内訳		一般財源の うち辺地対 策事業債の 予定額
事業主体名	施設名		特 定 財 源	一 般 財 源	
	紀 の 川 市	4,157	1,910	2,247	2,100
	スクールバス購入				
合計		4,157	1,910	2,247	2,100